

紹介手数料について

手数料率 20%

条件

- 1.職業紹介が成功した場合に、企業様が採用者に対し就職後1年間に支払われるであろう賃金に手数料率を乗じて算出した額とします。
（「想定年収」といいます）
- 2.想定年収とは年間の給与総額および賞与を合算したものとします。
- 3.対象者の想定年収は内定時に提示される労働条件明示書を元に算出することとします。

短期退職時の手数料の取扱い

- 1.採用者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の採用者が起こした問題で短期退職した場合には、当社は、企業様から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻します。
 - 1ヶ月未満で退職した場合 90%に相当する額
 - 3ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額
 - 6ヶ月未満で退職した場合 10%に相当する額
- 2.採用者が、企業様の都合により短期退職をする事となった場合には、紹介手数料の返戻しは行ないません。
- 3.採用者が、当社を通じ、企業様に一般労働者派遣等ですでに就業している場合で、引き続き企業様が直接雇用する場合について、就業開始から6ヶ月未満の者については派遣等の就業開始日を起算日とし、企業様を退職するまでの上記に相当する期間の割合で計算された金額を払い戻す事とします。
- 4.6ヶ月以上の就業者においては、払い戻しは行いません。